

平成27年度

京都市予算編成に対する要望書

平成26年11月

公明党京都市会議員団

平成26年11月27日

京都市長
門川大作様

公明党京都市議員団
団長 谷口弘昌

平成27年度予算編成に対する要望

公明党は本年11月17日に結党50年を迎えました。「大衆とともに」との立党精神を堅持し、半世紀に渡り「生命・生活・生存を最大に尊重する人間主義」を政治理念とする中道政治を貫いてまいりました。

次の50年を目指し「新たな衆望」を担い、生活者の視点に立った政策の実現に全力を尽くす決意です。

その上で、今後の日本にとって「地方創生」が大きな政治課題であることは間違いありません。

本年5月、民間有識者でつくる「日本創生会議」の公表した将来推計では2040年までに全国の自治体の約5割が将来「消滅」の危機と発表されました。

本市においても、少子高齢化社会と人口減少に対応していくために介護・医療・福祉・子育て環境の充実をはじめ、あらゆる手立てを尽くし、市民にとって住みやすく、魅力ある都市を構築していくことが重要です。

また、京都経済の活性化と雇用の創出を促進していくことが必要不可欠であります。そのためにも、国と連動して新たな成長戦略を積極的に推進し、地域の活性化をより一層、推進されることが求められます。

更には、市民の生命と財産を守るため、南海トラフ地震、花折断層を起因とする直下型地震などの地震災害や近年多発する台風・局部的集中豪雨による水災害に対する備えが喫緊の課題であります。

公明党京都市議員団は、市民の生命を守り、福祉の向上と、すべての市民が安心、安全と幸福を実感できる京都市政の発展に寄与するために、平成27年度京都市予算編成にあたり、全209項目（重点項目として59項目）を要望として提出します。

市長におかれましては、この予算要望を真摯に受け止められ、27年度予算に反映されることを強く要望します。

INDEX

重点要望項目（59項目）

◎防災危機管理・安心・安全	（6項目）	2
◎行政運営・財政改革	（7項目）	2
◎産業・観光	（5項目）	3
◎環境・エネルギー	（6項目）	4
◎文化芸術・市民生活	（7項目）	4
◎福祉・子育て・教育	（13項目）	5
◎まちづくり	（7項目）	7
◎交通・水道	（8項目）	7

局別要望項目（209項目）

○環境政策局	（14項目）	10
○行財政局	（15項目）	12
○総合企画局	（13項目）	14
○文化市民局	（28項目）	16
○産業観光局	（19項目）	20
○保健福祉局	（31項目）	23
○都市計画局	（17項目）	27
○建設局	（12項目）	30
○消防局	（11項目）	32
○交通局	（12項目）	34
○上下水道局	（13項目）	36
○教育委員会	（24項目）	38

重点要望項目

防災危機管理・安心安全

1. 近年増加している大雨洪水被害を踏まえ、従来の地震に対する防災対策に加え台風等による水災害や土砂災害に対する防災対策を強力に進めること。また、重要となっている「人間の強靱化」を推進するべく全市民的な実効性のある防災教育ならびに防災訓練を推進すること。
2. 防災・減災対策にも資する、橋梁、道路、上下水道などの社会資本の老朽化更新やアセットマネジメント手法を用いた維持管理については、国土強靱化計画と連動して中長期的な視点で総合的な計画を策定し、全局横断的体制で進めること。
3. 全学区に設置された 200 を超える自主防災組織については、消防活動総合センターを有効に活用して頂くための広報の充実を図り、地域の実情に応じた地震や水災に対し、実効性ある防災訓練を行うこと。また、現在、防災行動マニュアルのひな型について検証中であるが、災害時のタイムラインや、要配慮者の視点を取り入れたより実践的な内容とし、今後、全市展開を図っていくこと。
4. 消防団員の確保にあたっては「消防団 100 人委員会 U-35」で出された意見の具体化に取り組む、「消防団充実強化実行チーム」を積極的にサポートし、若者や女性の入団促進に取り組むこと。
5. 年々救急搬送が増加の一途をたどっている。救急搬送依頼については適正な利用がなされるよう、市民に対し、救急医療の現状についての情報提供を行うなど、啓発に取り組むこと。
6. 今年度新たに導入された「京都市既存不適格宿泊施設の防火安全対策事業補助金」について、引き続き、防火改修に必要な予算を措置し、修学旅行生を宿泊させる施設の安心安全の確保に努めること。

行政運営・財政改革

7. 各局がより主体的かつ効果的な予算執行を行うために、局別決算総括を充実強化すること。
8. 「京都市職員コンプライアンス推進指針」に基づき、「公務員倫理」を全職員の共通認識とし、「不祥事を起こさない、起こさせない組織文化」の構築に全力で取り組むこと。また、外郭団体のコンプライアンス指針及び点検協議の場を作り、オール京都市でのコンプライアンス推進体制を構築すること。

9. 国の重要課題である人口減少社会への対応を見据えた子育て支援を全庁的に進めるために、中核となる組織など戦略的に整備を進めるとともに「京都市少子化対策条例」(仮称)を制定すること。
10. 「はばたけ未来へ! 京プラン」の見直しにあたっては、現行プランの総括を踏まえ、個別の実実施計画及び各種分野別計画について、各局が毎年の取り組みを検証し、その内容を情報公開して、着実に推進すること。
11. 政策評価制度については、市民にわかりやすい評価尺度の設定にさらに努めるとともに、その結果を「はばたけ未来へ! 京プラン」の重点戦略評価に活用し、市民満足度の向上に資する政策へ反映させるよう努めること。
12. 京都駅西部エリアの活性化については、有識者や地域の声を十分に反映して策定した将来構想に基づき、エリア全体の活性化に向け、新駅設置の実現と第一市場の整備と連動した回遊性を重視した取り組みを具体的に進めること。
13. 「大学のまち」、「学生のまち」である京都市として、その力を存分に発揮できるよう関係者と一体となって「大学のまち京都・学生のまち京都推進計画」に基づき学生及び留学生の就労支援と経済界との連携などを着実に推進すること。

産業・観光

14. 「京都市新価値創造ビジョン」の総仕上げにあたり、グリーンイノベーションとライフイノベーション事業を戦略的に推進すること。また、今後期待されるコンテンツ産業政策に力を入れること。京都の地域特性を生かした新産業の創出に全力で取り組むとともに、次期プランにあたって従来にない視点に基づいたビジョンの検証を進め、中小企業を中心とした産業経済の発展に努めること。
15. 桂イノベーションパークや産業技術研究所及び京都市成長産業創造センターなどの産学公連携の産業支援拠点が、それぞれの強みを生かして連携し、その能力を十分に活用した京都の産業振興策を進めること。また、中小企業の成長や京都経済の活性化、雇用創出に対する目標を定めたプランの策定を検討すること。
16. 京都市の施策の柱である京都経済の再生と雇用の創出のため、産業振興に関して専門性の高い人材の育成に取り組むこと。
17. オール京都市での総合的な雇用創出方針を定め、京都市における雇用創出の機会を充実させること。特に若者の雇用対策については、正規雇用の増大やワーク・ライフ・バランスの視点を重視した雇用施策を進めること。

18. 東京オリンピック・パラリンピックの招致を好機ととらえ「京都観光振興計画 2020」に基づき、ユニバーサルツーリズムの推進など京都ならではのきめ細かな観光振興策と人材育成の施策を多角的に進めること。

環境・エネルギー

19. 温室効果ガス削減については、国のエネルギー政策の動向を注視しつつ策定された「京都市エネルギー政策推進のための戦略」を着実に推進すること。また、27年度見直し予定の「地球温暖化対策計画」についても厳しい環境ではあるが実効性ある計画とし、市民、事業者の理解と協力のもと効率的な節電などに取り組み、「低炭素型まちづくり」の推進にも努めること。
20. 「京都市循環型社会推進基本計画」に則り、「エコイベント」などを活用し、行政・事業者・市民が連携し更なるリデュース・リユース（2R）の促進を図ること。
21. 地域におけるごみ減量・資源回収の推進を図ること。その為、市民、事業者への啓発を強化し、リサイクル推進の機運を高めること。特に、携帯電話機器等に含まれるレアメタルのリサイクル、ごみの30%を占める雑がみリサイクルについては、より一層の広報周知と共にコミュニティー回収の拠点整備を進め、全市展開の取り組みの強化を図ること。
22. 「ごみ半減プラン」（32年度：39万トン）に向けて、家庭系ごみの減量については、各家庭でのご意見をよく伺い、その実態とあわせて有料指定袋の使用実態の検討も含めてごみ減量家計簿（仮称）など市民、家庭の取り組みが評価、実感できるプログラムを開発して取り組むこと。
23. ごみの減量・再資源化等の推進により、3クリーンセンター工場体制を安定的に維持すること。また、南部クリーンセンター第二工場の整備に当たっては、進行管理を徹底するとともに、地球環境やエネルギーなどの環境問題について、世界最先端の環境学習の拠点となるよう整備をすすめること。
24. 生ごみと紙ごみの混合物からエタノールに変換する「都市油田」発掘プロジェクトを本格的に拡充し、ごみの再資源化と再生エネルギー採用の具体的推進を図ること。

文化芸術・市民生活

25. 「京都文化芸術都市創生計画」を着実に実行し、①文化芸術の継承と創造、②社会的基盤の整備、③文化芸術と社会の出会いの促進など「文化首都・京都」への体制を拡充し、文化芸術創造都市としてのビジョンを発信すること。

26. 開館 80 周年を迎えた京都市美術館の将来構想に基づく施策の充実強化のため、市民および内外の観光客からの意見を積極的に反映し、ソフト・ハード両面の充実を具体的に進めること。
27. 「京都市動物園構想」を着実に完了すること。動物園が“命の大切さ”や環境問題など「楽しく学べる動物園」として幅広い市民に親しまれるよう取り組むこと。あわせて地下鉄との連携強化をはかり来園者の増客対策にも取り組むこと。
28. 「京都市自転車安心安全条例」に基づき、京都府や大学、交通安全連絡協議会など関係機関と連携し、①自転車走行マナー向上施策を積極的に推進すること。②自転車損害賠償保険の加入促進策を検討すること。③商店街などにおける自転車事故防止事業への支援を行うこと。④小中学校において実効性ある交通安全教育を実施すること。⑤各局の事業を統括するポストとして自転車政策監の新設と機構の再編を検討すること。
29. 「京都市交通安全基本条例」に基づく理念や施策を広報周知し、特に児童・幼児・高齢者・観光客等が交通事故に遭わないため安全対策を推進すること。飲酒運転・無免許運転・違法薬物や危険ドラッグを使用した上での運転等、重大事故の原因となる無謀な運転を根絶する取り組みを京都府警などの関係機関との連携強化を図り推進すること。
30. 仕事と家庭、地域貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」を具体的に推進するとともに市民に理解を得る活動を行うこと。特に中小企業に対する支援充実を図ること。また、国や京都府、民間事業者等と協調し、全ての人がそれぞれのライフスタイルにあった生き方が選択できる社会の実現に向け、具体的施策を進めること。
31. 京都の多様なスポーツ文化が息づく市民スポーツの首都を目指すこと。そのため「スポーツの絆が生きるまち推進プラン京都市市民スポーツ振興計画」を着実に推進し、京都市スポーツ施設についても市民に愛され理解される施設管理・運営を行うこと。

福祉・子育て・教育

32. 生活保護受給者への自立支援を引き続き推進し、ハローワーク就労支援窓口の全区役所・支所への設置を推進すること。同時に、受給における適正な運営を一層強化すること。
33. 既存の福祉サービスでは対応しきれない要支援者への援助のため、地域に密着した課題解決をコーディネートする「地域あんしん支援員（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）制度」のモデル実施結果を十分に検討し、制度の充実拡大に努めること。

34. 次期「京都市未来子どもプラン」では、市民フォーラムなどを通して京都市子ども・子育て会議で検討された結果を十分に踏まえ、真の待機児童ゼロ、質の高い保育サービスの提供、女性の活躍を後押しする子育て支援策の充実を図ること。
35. 子ども医療費支給制度については入院、通院ともに中学3年生まで無料化ができるよう京都府とも連携し一層の拡充を図ること。
36. 第6期京都市民長寿すこやかプランの策定に当たっては、京都市が事業として行う「地域支援事業」について、要支援者及び支援者に寄り添う具体的な事業の立案・推進を図ること。また、医療・介護・地域が十分に連携した実効ある「地域包括ケア会議」の体制を整えること。
37. 「京都市成年後見支援センター」を中心に制度の利用、相談等のワンストップサービスの充実と専門家との連携のもと「市民後見人」が機能し実効ある制度となるよう取り組むこと。
38. がん検診の受診促進と正しい健康意識の普及啓発を目的とした無料クーポン券の周知・活用など、がん検診受診率向上を図る対策を一層強化すること。
39. 「動物愛ランド・京都」について命の大切さや人と動物の正しい関わり方を学べる場としていくために、動物愛護事業を円滑かつ効率的に推進できる体制を整備すること。同時に本市や市民、事業者等が人と動物の共生社会のなかで果たす役割を明らかにした「京都動物愛護憲章（仮称）」の制定を進めること。
40. 学校と教育委員会が一体となり、コンプライアンスの浸透と推進を図ると共に、推進状況を定期的に検証し、取組について不断に見直し強化を図り、教職員の不祥事を根絶すること。
41. スマートフォンの急激な普及から、Facebook、Twitter、LINEなどSNSによる、児童生徒の悲惨な事件を防止するため、市民と行政が一对となった情報モラルリテラシーの確立を目指す取り組みを一層推進すること。
42. いじめ根絶に向けた取り組みについては、「京都市いじめの防止等に関する条例」のもと、「いじめの防止等取組指針」の策定と学校、教育機関、児童相談所、法務局、警察その他関係機関で構成する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置すること。
43. 学校給食において和食を積極的に取入れ、地産地消、京の伝統文化の実践的学びの機会とすること。

44. 経済的理由などで教育を受ける機会が損なわれることの無いよう、すべての子どもに教育の機会を確保するための学習支援体制を充実させること。

まちづくり

45. 建築物の耐震化にあたっては「京都市建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅、市有建築物、特定建築物など区分に応じた体制整備のうえ各局連携のもと、目標年度である平成 27 年度に向け更なる推進を図ること。また、木造住宅の耐震化が一層進むように制度の見直しや手続きの簡素化を更に進めるとともに、関係団体と積極的に連携し取り組みを推進すること。
46. 南部高度集積地区（らくなん進都）については京都市成長産業創造センターを活用した産学公連携による積極的な産業振興を図るとともに「企業立地促進助成制度」、「企業立地促進のための土地所有者奨励金制度」を積極的に活用し、強力で推進すること。
47. 京都駅南口駅前広場整備事業については「歩くまち・京都の玄関口」「京都の顔」「まちの賑わい」の 3 つの基本方針をもとに、地域の活性化に資する整備となるよう、着実に推進すること。
48. 市営住宅の整備については、「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、着実に事業を推進し団地再生を図ること。特に高齢社会を見据えたユニバーサルデザインの観点から、高齢居住者対応型の住居改善施策やエレベーター設置事業の促進、住み替え制度等の対策を図ること。
49. 防災・減災の視点に立ち、市民のいのちと財産を守るため、道路や橋梁、公園などの社会インフラの長寿命化等の再整備を積極的に推進すること。
50. 近年、頻発する台風や大雨被害を踏まえ、各局と連携を図り「雨に強いまちづくり」を推進すること。また、河川の浚渫、整備など浸水対策及び土砂災害対策については国、府と緊密な連携を図り市民の安心・安全対策に取り組むこと。
51. 通学路及び細街路を含む生活道路の安全対策については、地元の意見を尊重し、地域特性に合わせたハード・ソフトの両面から具体的な整備を継続すること。あわせて、京都府警と連携を図り「ゾーン 20・30」の実現に向けた取り組みを行うこと。

交通・水道

52. 平成 28 年度からの次期「京都市交通局 市バス・地下鉄中期経営方針」については、今までの取組みを精査検証した上で、より実効ある計画となるよう策定すること。

53. 市バスへの IC カード化の導入に伴い、定期割引、乗り継ぎ割引等の IC カード化促進策を検討するとともに、早期の 1 円単位運賃化に向け、関西内の交通事業者との協議連携を図ること。
54. 烏丸線における可動式転落防止柵の設置については、「烏丸御池駅」の試行実施を検証し、「四条駅」「京都駅」の早期供用に向けて取り組むこと。
55. 「仕事と子育て両立支援プラン」の計画的事業推進とともに、交通局における女性の活躍の場の提供と、女性の幹部登用を積極的に図ること。
56. 平成 26 年度からスタートした「全国一お客様サービス実践プロジェクトチーム」等も活かしながら、京都市が全庁的に進める観光政策と連動し、特に 2020 年東京オリンピック関連事業を見据え、交通事業における「おもてなし戦略（仮称）」を検討すること。
57. 市民のいのちを守り、市民生活の安心・安全を守るために安定して上下水道事業を運営していくことは、京都市の重要な責務である。そのために、「京の水ビジョン」の後期 5 カ年の実施計画である「中期経営プラン（2013-2017）」を着実に実行していくこと。計画に基づく事業の推進にあたっては、毎年度実績と計画の対比を行う際には市民の声を結果にフィードバックしながら進めると同時に市民への説明責任を果たすこと。
58. 今後の耐用年数経過管の更新は上下水道事業の大きな課題である。全体の事業規模と財源を明確にして計画的に進めること。また、更新事業の全体像を市民に説明し市民理解を得るよう努めること。財源の確保にあたっては、市民が負担する水道料金のみではなく国への要望活動をはじめ積極的に行動すること。あわせて局内の経費節減に従来以上に取り組み、市民への負担を極力軽減するよう努めること。
59. 鉛製給水管の早期解消については、厳しい財政状況の中ではあるが、利用者の安心・安全確保のため、計画期間短縮も含めて実行にあたること。更に新たな化学物質等に対する安全対策も含め高度浄水処理に取り組むこと。

局別要望項目

環境政策局

重点項目

1. 温室効果ガス削減については、国のエネルギー政策の動向を注視しつつ策定された「京都市エネルギー政策推進のための戦略」を着実に推進すること。また、27年度見直し予定の「地球温暖化対策計画」についても厳しい環境ではあるが実効性ある計画とし、市民、事業者の理解と協力のもと効率的な節電などに取り組み、「低炭素型まちづくり」の推進にも努めること。
2. 地域の経済と社会の活性化に繋がる、エネルギー自立を柱とする地域発展戦略を展開していくためにも、市内222学区全てに「エネ学区」構築実現にむけて取り組むこと。
3. 「DO YOU KYOTO?クレジット制度」の採用メリットを活かし、より多くの中小事業者や特に地域・市民団体などに制度利用の周知・普及に努めるとともに地域に根ざした取り組みの推進を図り、排出削減を促進すること。
4. 「DO YOU KYOTO?」(環境にいいことしていますか?)を合言葉に、家庭における省エネ活動の実践として、引続き幼児時期からの環境教育・学習の積極的な推進と、環境家計簿など身近な所での実践が可能となる施策の促進を図ること。また、ライフスタイルの転換や「エコ学区事業」等を通じて、家庭の取り組みから地域ぐるみの活動へと発展するよう区役所と連携し取組の推進を図ること。
5. 官民の連携を強化し、住宅用太陽光発電及び太陽熱利用の普及促進とともに家庭用蓄電設備のより一層の普及に努めること。

重点項目

6. 「京都市循環型社会推進基本計画」に則り、「エコイベント」などを活用し、行政・事業者・市民が連携し更なるリデュース・リユース(2R)の促進を図ること。

重点項目

7. 地域におけるごみ減量・資源回収の推進を図ること。その為、市民、事業者への啓発を強化し、リサイクル推進の機運を高めること。特に、携帯電話機器等に含まれるレアメタルのリサイクル、ごみの30%を占める雑がみリサイクルについては、より一層の広報周知と共にコミュニティー回収の拠点整備を進め、全市展開の取り組みの強化を図ること。

8. 有料指定袋制による財源の使途については、広く市民への周知を図り、「見える化」を徹底し、説明責任を果たすこと。

重点項目

9. 「ごみ半減プラン」(32年度：39万トン)に向けて、家庭系ごみの減量については、各家庭でのご意見をよく伺い、その実態とあわせて有料指定袋の使用実態の検討も含めてごみ減量家計簿(仮称)など市民、家庭の取り組みが評価、実感できるプログラムを開発して取り組むこと。
10. 「京都市ごみ収集業務改善実施計画」に則り、民間委託化の推進や地域との連携に基づく、総合的な環境行政の展開を図ること。あわせてエコまちステーションを中心に市民サービスの徹底に努めること。

重点項目

11. ごみの減量・再資源化等の推進により、3クリーンセンター工場体制を安定的に維持すること。また、南部クリーンセンター第二工場の整備に当たっては、進行管理を徹底するとともに、地球環境やエネルギーなどの環境問題について、世界最先端の環境学習の拠点となるよう整備をすすめること。
12. 自然環境とくらしを気遣う環境の保全については、「京都市生物多様性プラン」に基づき、京都の優れた自然環境を後世に伝えていくためにも、京都の地域特性を考慮し、市民や事業者が連携して生物多様性の保全に向けた取り組みを進めることができるよう尽力すること。
13. 「京都市バイオマス活用推進計画」に基づき、バイオマスの有効活用を図る取り組みを推進すること。併せてバイオマス産業都市構想の策定に伴い産業都市への選定を目指すこと。

重点項目

14. 生ごみと紙ごみの混合物からエタノールに変換する「都市油田」発掘プロジェクトを本格的に拡充し、ごみの再資源化と再生エネルギー採用の具体的推進を図ること。

行財政局

重点項目

15. 近年増加している大雨洪水被害を踏まえ、従来の地震に対する防災対策に加え台風等による水災害や土砂災害に対する防災対策を強力に進めること。また、重要となっている「人間の強靱化」を推進するべく全市民的な実効性のある防災教育ならびに防災訓練を推進すること。

重点項目

16. 防災・減災対策にも資する、橋梁、道路、上下水道などの社会資本の老朽化更新やアセットマネジメント手法を用いた維持管理については、国土強靱化計画と連動して中長期的な視点で総合的な計画を策定し、全局横断的体制で進めること。
17. 京都府と連動して、「災害からの安全な京都づくり条例(仮称)」を制定すること。
18. 防災危機管理室については、近年の台風や記録的集中豪雨の被害における課題をふまえて、全庁の連携・調整機能を一層強化し、防災・減災対策を強力に推進する中核の組織として、市民への情報発信、通行止めの主要道路の復旧早期化などの体制を整えること。
19. 現行の業務継続計画に加え、水害対策編の業務継続計画を策定すること。あわせて、局別・現場別の具体的かつ、明確な計画を策定するとともに、被災された市民への柔軟な対応ができる体制整備を構築すること。
20. 公会計制度改革を積極的に進め、京都市財政の見える化と財政のムダ削減を進めること。特に新たな公会計制度を活用できる人材の育成に努めること。

重点項目

21. 各局がより主体的かつ効果的な予算執行を行うために、局別決算総括を充実強化すること。
22. 公有財産の有効活用については、「はばたけ未来へ！ 京プラン」の実施計画を踏まえ、今後活用可能な資産を適正に調査・検証した上で、基本方針を策定し、売却のみでなく効果的な活用となるよう取り組むこと。

23. 事務事業評価制度については、事務事業の特性や予算編成システムの進化を踏まえ、市民がわかりやすい公開情報となるように努めること。
24. 市政活性化のため「京都市職員力・組織力向上プラン」を強力に推進することにより、地域主権の時代に対応できる新たな人材育成に全力で取り組むとともに、民間企業経験者の採用・活用については従来以上に積極的に取り組むこと。また、係長認定試験制度の見直しや女性管理職の登用及び人事考課制度の導入等、更なる人材活性化のための制度改革に取り組むこと。

重点項目

25. 「京都市職員コンプライアンス推進指針」に基づき、「公務員倫理」を全職員の共通認識とし、「不祥事を起こさない、起こさせない組織文化」の構築に全力で取り組むこと。また、外郭団体のコンプライアンス指針及び点検協議の場を作り、オール京都市でのコンプライアンス推進体制を構築すること。
26. 全ての外郭団体について、その在り方を根本的に検討し、一層の改革を進めること。
27. 指定管理者制度の運用にあたっては、「運用基本指針」に基づき、選定の透明性と公平性が確保されるよう引き続き改革に取り組むこと。また、住民サービスの向上と京都市財政に資するような視点を持ち選定するよう努めること。
28. 「京都市補助金適正化条例」の運用にあたっては、補助金等に係る予算の執行及び交付の決定の適正化を図るとともに、公平性及び透明性の確保に資するよう検証に基づき厳格に行うとともに、市民に対しわかりやすい情報公開に努めること。
29. 市庁舎整備については、「市庁舎整備に関する提言」をもとにした基本構想・基本計画を踏まえ、耐震のみならず市民に開かれた庁舎となるべく、市会と連携しながら着実に推進すること。

総合企画局

重点項目

30. 国の重要課題である人口減少社会への対応を見据えた子育て支援を全庁的に進めるために、中核となる組織など戦略的に整備を進めるとともに「京都市少子化対策条例」（仮称）を制定すること。

重点項目

31. 「はばたけ未来へ！ 京プラン」の見直しにあたっては、現行プランの総括を踏まえ、個別の実施計画及び各種分野別計画について、各局が毎年の取り組みを検証し、その内容を情報公開して、着実に推進すること。

重点項目

32. 政策評価制度については、市民にわかりやすい評価尺度の設定にさらに努めるとともに、その結果を「はばたけ未来へ！ 京プラン」の重点戦略評価に活用し、市民満足度の向上に資する政策へ反映させるよう努めること。
33. 「京都市未来まちづくり 100 人委員会」については、引き続き市民の広範な意見やアイデアを政策に活かせる市民参加と協働の取り組みとなるよう、第 1 期から第 4 期までの成果と課題を検証しながら一層推進すること。
34. 国の地方創生と連動し、「国家戦略としての京都創生」の実現に向け、国への働きかけを強化するとともに国内外に向けて京都創生の機運醸成を図ること。また、京都市民に京都創生について広く知っていただき理解が深まるよう取り組むこと。
35. 京都らしい文化・観光拠点として京都活性化に資する「京都岡崎」の実現をめざす「岡崎地域活性化ビジョン」を、官民連携のエリアマネジメント組織である「京都岡崎魅力づくり推進協議会」を中心にロームシアター京都等を効果的に活用して強力に推進すること。

重点項目

36. 京都駅西部エリアの活性化については、有識者や地域の声を十分に反映して策定した将来構想に基づき、エリア全体の活性化に向け、新駅設置の実現と第一市場の整備と連動した回遊性を重視した取り組みを具体的に進めること。

37. 学校の跡地活用については、「学校跡地活用の今後の進め方の方針」に基づき、地域の活性化と京都市全体の活性化の観点から、「市民提案制度」を従来以上に活用し、十分な議論を踏まえた上で、取り組みを進めること。
38. 「大学コンソーシアム・京都」と連携した京都から海外への留学生増大事業を着実に推進すること。
39. 京都留学生 1 万人達成に向けて、「京都市国際化推進プラン」の見直しに合わせ、推進施策を改めて検討し取り組むこと。

重点項目

40. 「大学のまち」、「学生のまち」である京都市として、その力を存分に発揮できるよう関係者と一体となって「大学のまち京都・学生のまち京都推進計画」に基づき学生及び留学生の就労支援と経済界との連携などを着実に推進すること。
41. 情報化社会の急速な進展と市民ニーズの変化に対応する広報広聴となるよう、ホームページの戦略的運用やスマートフォン対応のアプリの作成、Facebook 等を活用した市民協働型の情報交換など、情報を生かした広報広聴力の強化に努めること。
42. 行政の効率化と市民サービスの向上に資するための電子自治体（ICT ガバナンス）の実現に努めるとともに、自治体クラウドの導入について研究し、その可能性について検討すること。

文化市民局

重点項目

43. 「京都文化芸術都市創生計画」を着実に実行し、①文化芸術の継承と創造、②社会的基盤の整備、③文化芸術と社会の出会いの促進など「文化首都・京都」への体制を拡充し、文化芸術創造都市としてのビジョンを発信すること。
44. 「京都文化芸術都市創生計画」に基づき、練習会場を含め市民の文化芸術活動の場を確保するため学校跡地、空き教室なども有効に活用できるよう検討すること。あわせて幅広い市民が日常的に文化芸術に親しめるよう取り組むこと。
45. 「京都文化芸術プログラム」を着実に実行し、日本の文化の真髄である京都の文化や奥深いまちの魅力を世界に発信していくこと。
46. 京都市交響楽団は、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民が楽しめる演奏会の開催に取り組むとともに、交響楽団からも積極的に市中に赴き、より市民に身近な楽団となるよう努力すること。また観客数増加のためチケット予約や購入の利便性の向上に努め、あわせて広報宣伝活動に積極的に取り組むこと。
47. ロームシアター京都（旧・京都会館）が、京都の文化芸術と都市の魅力を世界に発信し、京都市民にとって身近で使いやすくいつまでも愛される施設となるよう着実に事業進捗を図ること。特に平成 28 年 1 月開館にあたり、27 年に行われるオープニングプレ事業を成功させ、さらに開館から 1 年間にわたり実施される「ロームシアター京都オープニング事業」の情報を市民や国内外に向けて発信し事業の成功を期すること。
48. 日本の文化遺産が多く存在する京都の特性を踏まえ、収蔵施設の充実と発掘調査の成果など、貴重な考古資料のより一層の活用に努めること。また保存体制の充実強化を図る上では国からの支援を積極的に要望していくこと。
49. 「みやこ文化財愛護委員」や「文化財マネージャー」の活躍する場を提供するとともに多くの市民が文化財保護活動に参加できる仕組みづくりに取り組むこと。
50. 「市民が残したい無形文化遺産制度」については、広く市民からの意見を募り事業の継続発展を図るとともに、「京都をつなぐ無形文化遺産（京の食文化・花街の文化・地蔵盆）」については選定のみならずその継承発展に尽力すること。

重点項目

51. 開館 80 周年を迎えた京都市美術館の将来構想に基づく施策の充実強化のため、市民および内外の観光客からの意見を積極的に反映し、ソフト・ハード両面の充実を具体的に進めること。

重点項目

52. 「京都市動物園構想」を着実に完了すること。動物園が“命の大切さ”や環境問題など「楽しく学べる動物園」として幅広い市民に親しまれるよう取り組むこと。あわせて地下鉄との連携強化をはかり来園者の増客対策にも取り組むこと。
53. 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」推進本部の設置にあたっては、京都府警はじめ関係機関と連携し、市民、観光客の安心安全をめざし、誰もが安心安全に暮らし、観光できるまちづくりに取り組むこと。
54. 地域住民の基幹施設である区役所のあり方についてさらに検討を進めること。引続き京都ならではの地域力を生かした政策立案機能を強化し、区民提案・共汗型まちづくり支援事業などを通して地域に密着した事業推進を図ること。あわせて各区の計画への事業評価制度を導入すること。
55. NPO 法人に対する必要な支援措置を講じるとともに「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」の主旨を活かし、各種団体との連携をいっそう強化し、地域コミュニティ活性化を積極的に推進すること。
56. 「京都市人権文化推進計画」をふまえ、子どもも高齢者も、女性も男性も、障がいの有無も国籍や民族、生まれや生い立ちに関係なく一人一人が人権の大切さを認識し、豊かな人間関係が育まれる社会を目指すこと。
57. 消費生活相談センターの業務や各区役所の市民相談事業については、関係機関等と連携し、市民の多様なニーズに応えるために総点検を実施し、体制整備に着手すること。
58. サル、クマ、イノシシ、シカ等といった住宅街の有害鳥獣被害について、専門機関や近隣市町村、地元住民の協力と理解を得て実効性のある対策を講じること。また特定外来生物のアライグマについては、専門機関と連携し捕獲の強化や生息状況調査に取り組むこと。

重点項目

59. 「京都市自転車安心安全条例」に基づき、京都府や大学、交通安全連絡協議会など関係機関と連携し、①自転車走行マナー向上施策を積極的に推進すること。②自転車損害賠償保険の加入促進策を検討すること。③商店街などにおける自転車事故防止事業への支援を行うこと。④小中学校において実効性ある交通安全教育を実施すること。⑤各局の事業を統括するポストとして自転車政策監の新設と機構の再編を検討すること。

重点項目

60. 「京都市交通安全基本条例」に基づく理念や施策を広報周知し、特に児童・幼児・高齢者・観光客等が交通事故に遭わないため安全対策を推進すること。飲酒運転・無免許運転・違法薬物や危険ドラッグを使用した上での運転等、重大事故の原因となる無謀な運転を根絶する取り組みを京都府警などの関係機関との連携強化を図り推進すること。
61. 路上喫煙禁止条例を実効力あるものにするため、市民啓発の取組を一層充実させるとともに、国内外の観光客に向けての広報周知に取り組み、市内全域での喫煙マナーの向上を図ること。あわせて分煙対策についてもしっかり取り組むこと。

重点項目

62. 仕事と家庭、地域貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」を具体的に推進するとともに市民に理解を得る活動を行うこと。特に中小企業に対する支援充実を図ること。また、国や京都府、民間事業者等と協調し、全ての人がそれぞれのライフスタイルにあった生き方が選択できる社会の実現に向け、具体的施策を進めること。
63. DV 被害者支援の中核施設である「京都市 DV 相談支援センター」は被害者の視点に立った継続的な自立支援に取り組むこと。また、相談、カウンセリング等はウイングス京都などと連携し、DV 被害者への支援を行うこと。さらに、近年多発するストーカー被害への対策については警察との連携強化に取り組むこと。また、男性の為の支援や相談体制の強化を図ること。
64. ニートやひきこもり、不登校などの困難に直面している子ども・若者たちを総合的に支援するため、「京都市子ども・若者支援地域協議会」を中心に NPO 等と関係機関が連携し、本人支援、家族支援をきめ細かく取り組むこと。

65. 「ひきこもり地域支援センター」の運営を充実強化し、若者世代と同時に40歳以上の世代の方々のひきこもり対策の充実とご家族に対してきめ細やかな支援に努めること。

重点項目

66. 京都の多様なスポーツ文化が息づく市民スポーツの首都を目指すこと。そのため「スポーツの絆が生きるまち推進プラン京都市市民スポーツ振興計画」を着実に推進し、京都市スポーツ施設についても市民に愛され理解される施設管理・運営を行うこと。
67. 生涯スポーツの世界大会「関西ワールドマスタースゲームズ2021」の成功に向け、市民への広報周知に努めること。また市民ぐるみで開催の機運を高めること。
68. 京都マラソンを定着させ発展するべく、26年度コース変更等を検証し安全面の確保や交通面等の課題の解決に取り組み、オール京都の協力を得て創意工夫を重ね、末永く市民に愛され親しまれる事業にすること。
69. ラグビーワールドカップ2019公式戦招致については京都市民の理解と協力を得て、全庁あげて誘致できるよう全力で取り組むこと。
70. 京北地域の活性化ビジョン策定を慎重に進めるとともに、更に次期「京都市過疎地域自立促進計画（案）」にあたっては地元住民の意向も踏まえた実効性あるものとする事。

産業観光局

重点項目

71. 「京都市新価値創造ビジョン」の総仕上げにあたり、グリーンイノベーションとライフイノベーション事業を戦略的に推進すること。また、今後期待されるコンテンツ産業政策に力を入れること。京都の地域特性を生かした新産業の創出に全力で取り組むとともに、次期プランにあたって従来にない視点に基づいたビジョンの検証を進め、中小企業を中心とした産業経済の発展に努めること。
72. 京都経済の活性化において重要な中小企業への支援策を強化するため、「京都市中小企業振興条例」（仮称）を制定すること。
73. 中小企業金融支援について、金融機関、保証協会とも十分な連携をとり、手続きの簡素化やより実態に沿った制度への見直しなど使いやすい制度として深化させるよう検討すること。また利用者のニーズに対応した総合的な経営支援を行うこと。

重点項目

74. 桂イノベーションパークや産業技術研究所及び京都市成長産業創造センターなどの産学公連携の産業支援拠点が、それぞれの強みを生かして連携し、その能力を十分に活用した京都の産業振興策を進めること。また、中小企業の成長や京都経済の活性化、雇用創出に対する目標を定めたプランの策定を検討すること。

重点項目

75. 京都市の施策の柱である京都経済の再生と雇用の創出のため、産業振興に関して専門性の高い人材の育成に取り組むこと。

重点項目

76. オール京都市での総合的な雇用創出方針を定め、京都市における雇用創出の機会を充実させること。特に若者の雇用対策については、正規雇用の増大やワーク・ライフ・バランスの視点を重視した雇用施策を進めること。
77. 京都の伝統産業界の置かれている厳しい状況のなか「第 2 期京都市伝統産業活性化推進計画」に基づき、伝統産業発展の新たな分野について「知恵産業融合センター事業」「京もの国内市場開拓事業」、「京もの海外市場開拓事業」等を着実に実行し、関連業界とも連携を図り伝統産業の活性化に対し、積極的に取り組むとともに毎年度総括して進捗状況を報告すること。

78. 「京都市商業活性化アクションプラン 2011」の推進に取り組むとともに、「京都市商店街の振興に関する条例」に基づき、より商店街の実態に則した振興策を講ずること。また、学術機関とも連携しながらソーシャルビジネスなどの新たな振興策を検討すること。
79. 買い物弱者支援モデル事業の実態を踏まえ、事業者とも連携しながら、買い物弱者支援ができるような仕組みづくりに取り組むこと。

重点項目

80. 東京オリンピック・パラリンピックの招致を好機ととらえ「京都観光振興計画 2020」に基づき、ユニバーサルツーリズムの推進など京都ならではのきめ細かな観光振興策と人材育成の施策を多角的に進めること。
81. 新たな京都ファン獲得としてラグジュアリー層への取り組みを強化するとともに、「MICE 戦略」の周知徹底を図り、京都観光の更なる発展に努めること。
82. レンタサイクル業者に対し、観光に訪れた旅行者などレンタサイクル利用者に、駐輪や走行マナーなどについて啓発するよう指導するとともに、自転車損害賠償保険加入を促進すること。
83. スマートシティー京都研究会を中核とし、エネルギーの自立に向けた京都の地域特性を生かした創エネ、省エネシステムを創り出していくこと。
84. 「第一市場マスタープラン」改訂版に基づき、食文化の拠点機能を一層充実させるとともに、消費者への安全、安心な食料品の供給に努めること。また、京都駅西部エリアの活性化に寄与する視点を持ち、今後の市場の発展策を検討すること。
85. 第二市場「京（みやこ）ミートマーケット」マスタープランに基づいた基盤整備を着実に進めること。また地域周辺住民への生活環境対策を強化すること。
86. 「京都市農林行政基本方針」に基づき、農林業の持つ可能性を最大限に引き出す施策の推進を図ること。特に環境モデル都市としての農林業の在り方、雇用機会の増大、経営安定化を図るため、産業として成り立つよう育成を図ること。
87. ナラ枯れについては、府との連携の下に、引き続き被害対策を進めて解消すること。

88. イノシシ・シカ・サル・クマなど、深刻な状況にある農作物の有害鳥獣被害について、「京都市鳥獣被害防止計画」に基づき、より強力に被害防止に努めること。また、狩猟者の育成などに取り組むこと。
89. 「合併記念の森全体構想」をはじめ京北地域の特質を十分に生かし、農林業の担い手の育成や雇用機会の確保に努め、地域資源を積極的に活用した取り組みを進めること。

保健福祉局

90. 「支えあうまち・京都ほほえみプラン」に基づき、障がいの有無に関わらず共生できる社会を目指した障がい者施策の更なる推進を図ること。特に、就労支援については「京都市障がい者就労支援推進会議」を核とし、受入れ企業の拡大と長期就労に向けた定着支援を強力に進めること。

重点項目

91. 生活保護受給者への自立支援を引き続き推進し、ハローワーク就労支援窓口の全区役所・支所への設置を推進すること。同時に、受給における適正な運営を一層強化すること。

重点項目

92. 既存の福祉サービスでは対応しきれない要支援者への援助のため、地域に密着した課題解決をコーディネートする「地域あんしん支援員（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）制度」のモデル実施結果を十分に検討し、制度の充実拡大に努めること。
93. 「身体障害者リハビリテーションセンター」については、高次脳機能障害の専門の相談体制の充実を図り、地域リハビリテーションの推進拠点としての体制の構築に努めること。
94. 自閉症・発達障がい児（者）の支援については、発達障害者支援センターを中心に、支援連携協議会との有機的な連携を図り、乳幼児期から成人期までを通した総合的支援に取り組むこと。また待機者の解消については、早期に解決が出来るよう取り組むこと。
95. 全ての人が個人として尊重され、安心して安全な生活を営むことができるよう、みやこユニバーサルデザインを推進していくこと。また、実効性ある取り組みとなるよう、本市における取り組みの進捗管理や情報交換を行っていくこと。

重点項目

96. 次期「京都市未来こどもプラン」では、市民フォーラムなどを通して京都市子ども・子育て会議で検討された結果を十分に踏まえ、真の待機児童ゼロ、質の高い保育サービスの提供、女性の活躍を後押しする子育て支援策の充実を図ること。

97. 児童虐待対策については、児童相談所・第二児童福祉センター・こどもみらい館を拠点とした京都子どもネットワークや要保護児童対策地域協議会において、一層の情報交換と具体的対策を講じること。
- ① 地域コミュニティの促進をはじめ、各種団体・関係機関と連携を図り、児童虐待の未然防止及び早期発見に努めること。
 - ② 虐待を受けた子どもに対するメンタルケア、自立支援、家族間の修復支援、親教育の充実、孤立化の予防など、各種施策の充実に努めること。

重点項目

98. 子ども医療費支給制度については入院、通院ともに中学3年生まで無料化ができるよう京都府とも連携し一層の拡充を図ること。
99. 産後ケア対策「スマイルママ・ホッと事業」の取り組みを進めるため、これまでの妊産婦支援と融合させて、適切に支援できる仕組みを整えるとともに、事業の広報、周知徹底を図ること。
100. 子育て支援情報発信の充実に図るためのスマートフォンアプリが、子育て中の保護者が日常生活に役立つためとの視点をもって、機能の充実と利用者拡大に取り組むこと。
101. 無形文化遺産である「京の食文化」を子どもたちに伝えるため、日本料理アカデミーとの共同での食育授業の研究等の充実に努めるとともに、「食育指導員」の更なる活用で、子どもたちの健全な成長を育む食育の推進を図ること。

重点項目

102. 第6期京都市民長寿すこやかプランの策定に当たっては、京都市が事業として行う「地域支援事業」について、要支援者及び支援者に寄り添う具体的な事業の立案・推進を図ること。また、医療・介護・地域が十分に連携した実効ある「地域包括ケア会議」の体制を整えること。
103. 認知症対策については2013年度から2017年度までの5ヶ年計画「オレンジプラン」のもと、早期診断と患者・家族への支援などに取り組んでいるが、国は認知症に関する国家戦略を新たに策定する。本市においても国と緊密に連携し、認知症対策を強力に推進すること。

104. ひとり暮らし高齢者世帯への訪問活動については、引き続き訪問できていない対象世帯への訪問事業を継続するとともに、これまで得られたひとり暮らし高齢者の実態を分析・評価し、今後の適切な支援につなげていくこと。
105. 京都市シルバー人材センターを中心に高齢者の再就職・社会参加の推進に努めること。特に団塊の世代の知識や経験を生かし、地域の支え手の養成に積極的に取り組むこと。
106. 高齢者虐待対策については、関係機関との連携を強化するとともに、市民への啓発活動をきめ細かく進めること。また擁護者への支援の体制強化を図ること。

重点項目

107. 「京都市成年後見支援センター」を中心に制度の利用、相談等のワンストップサービスの充実と専門家との連携のもと「市民後見人」が機能し実効ある制度となるよう取り組むこと。
108. 「在り方検討専門分科会」から答申された敬老乗車証制度については市民意見を十分に踏まえ、持続可能な制度の構築に向け多角的に検討すること。
109. 若年性認知症対策については、長寿すこやかセンターの相談体制の更なる充実を図るとともに、地域全体で認知症の方やその家族を支える取り組みを進めること。
110. 自殺防止対策の強化を図るため、相談機能の充実や、ゲートキーパー研修を市民へ拡大する等、自殺防止の啓発活動に積極的に取り組むとともに、認知行動療法をはじめとする「うつ病対策」を強力に推進すること。

重点項目

111. がん検診の受診促進と正しい健康意識の普及啓発を目的とした無料クーポン券の周知・活用など、がん検診受診率向上を図る対策を一層強化すること。
112. 脳脊髄液減少症については、診断基準が確立したところであり、今後、関係機関・教育機関をはじめとした市民への啓発活動を図ること。
113. 国をあげて感染拡大防止に取り組んでいるエボラ出血熱について、国・府と連携を強化し、保健センターでの対応や搬送など本市の果たすべき役割への備えを充分に行うこと。

114. 国の難病医療費助成拡大にともない、対象範囲の拡大や負担の在り方の見直しなどの対象者・関係者への十分な周知に努めること。
115. 保健センターへの常勤歯科衛生士の配置や、乳幼児期から少年期までの継続的かつ総合的な虫歯の予防及び治療を受けられるよう経済的な支援など、口腔ケア体制の充実を図ること。
116. 近年増加をたどる口腔がんに対する市民の知識向上や早期発見・早期治療の必要性に関する市民への啓発に取り組むこと。
117. 糖尿病をはじめ全身疾患との関係が注目されている歯周病対策として実施している予防検診事業の受診率向上に取り組むこと。
118. 市民や観光客の健康の保護を図ることを目的とした「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」に基づき、具体的で実効性のある取り組みが行われるよう、家庭・地域、関連する諸団体、機関との連携を図り、安全・安心な食材の確保と食の提供に努めること。

重点項目

119. 「動物愛ランド・京都」について命の大切さや人と動物の正しい関わり方を学べる場としていくために、動物愛護事業を円滑かつ効率的に推進できる体制を整備すること。同時に本市や市民、事業者等が人と動物の共生社会のなかで果たす役割を明らかにした「京都動物愛護憲章（仮称）」の制定を進めること。
120. まち猫活動支援事業については、地域住民や獣医師会との協働により、一層の推進を図ること。また、飼い主のマナー向上を柱としたいわゆる「ふん害条例」の制定に取り組むこと。

都市計画局

重点項目

121. 建築物の耐震化にあたっては「京都市建築物耐震改修促進計画」に基づき、住宅、市有建築物、特定建築物など区分に応じた体制整備のうえ各局連携のもと、目標年度である平成27年度に向け更なる推進を図ること。また、木造住宅の耐震化が一層進むように制度の見直しや手続きの簡素化を更に進めるとともに、関係団体と積極的に連携し取り組みを推進すること。
122. 「京町家まちづくり調査」結果を十分に踏まえ、あらゆる主体が京町家の保全・再生・促進していけるような仕組みを更に構築していくこと。
123. 空き家対策については「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」に基づき、各局連携のもと施策の融合を図ること。あわせて、空き家の利活用と適正管理に関し、具体的施策を講じ、実効性ある取り組みを行うこと。
124. 密集市街地・細街路対策については、「歴史都市京都における密集市街地対策等の取り組み方針」に基づき、制度・事業を充実し、「京都市細街路対策指針」に基づき個々の細街路の状況に応じた実効性ある対策を進めること。

重点項目

125. 南部高度集積地区（らくなん進都）については京都市成長産業創造センターを活用した産学公連携による積極的な産業振興を図るとともに「企業立地促進助成制度」、「企業立地促進のための土地所有者奨励金制度」を積極的に活用し、強力で推進すること。

重点項目

126. 京都駅南口駅前広場整備事業については「歩くまち・京都の玄関口」「京都の顔」「まちの賑わい」の3つの基本方針をもとに、地域の活性化に資する整備となるよう、着実に推進すること。
127. 建物の経年劣化、居室の賃貸化などマンション管理運営に支障が生じやすい高経年マンションについては、良好な居住環境保全及び防災の視点からも、実態把握の上現状の課題整理と今後の具体策を早急に検討すること。

128. 新景観政策の推進にあたっては、市民と協働で施策が実現できるよう景観検証システムを有効に活用し、推進すること。同時に屋外広告物違反指導上の課題については検証・分析し、より市民に理解を得られるよう努めること。
129. 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進にあたっては「歩くまち・京都」推進本部を中心に交通まちづくり政策を全庁挙げて行うこと。
130. 公共交通不便地域における地域と連携した新たな生活支援交通などの交通対策を各局連携のもと推進すること。
131. 「パーク・アンド・ライド」事業の推進、充実に当り事業用地の確保、見直しを行い、より拡大策を展開すること。また、ソフト面では広報戦略強化や他県からの観光客への誘導策を充実し、更なる推進を図ること。
132. 四条通歩道拡幅に際しては、「歩くまち・京都」のシンボルロードとして効果が発揮できるよう、沿道マネジメントなどソフト面の取り組みに対しても積極的に支援すること。
133. 東大路通の道路交通整備にあたっては、広く関係者の要望を十分に踏まえ、スムーズに実現できるよう取り組みを進めること。
134. 平成32年度を目標年次とした「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想のうち、最後に残された、西大路駅地区基本構想の策定に向け、国及び交通事業者と連携を図り、着実に進めること。
135. 長寿社会を踏まえ、高齢者や障がい者等、移動に困難を来す市民ニーズに対して、交通不便地域対策や生活路線の確保等を含む公共交通を目指すための、「交通基本条例（仮称）」の制定に向けて検討すること。

重点項目

136. 市営住宅の整備については、「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、着実に事業を推進し団地再生を図ること。特に高齢社会を見据えたユニバーサルデザインの観点から、高齢居住者対応型の住居改善施策やエレベーター設置事業の促進、住み替え制度等の対策を図ること。

137. 公営住宅の空き家整備を迅速かつ積極的に推進し、公募戸数の確保に努めること。また、子育て世帯枠の応募状況の検証に努め、より公営住宅の活性化を図るとともに、単身者戸数の拡大と公募回数の改善に更に取り組むこと。

建設局

重点項目

138. 防災・減災の視点に立ち、市民のいのちと財産を守るため、道路や橋梁、公園などの社会インフラの長寿命化等の再整備を積極的に推進すること。
139. 地震・水害等発生時に緊急避難道路や輸送道路となる、すべての幹線道路及び河川沿岸道路の路面下空洞調査を着実に実施し、陥没事故の未然防止に努めること。

重点項目

140. 近年、頻発する台風や大雨被害を踏まえ、各局と連携を図り「雨に強いまちづくり」を推進すること。また、河川の浚渫、整備など浸水対策及び土砂災害対策については国、府と緊密な連携を図り市民の安心・安全対策に取り組むこと。
141. 重要幹線道路の整備については、国に予算措置を求め、道路整備事業を計画的に進めること。

重点項目

142. 通学路及び細街路を含む生活道路の安全対策については、地元の意見を尊重し、地域特性に合わせたハード・ソフトの両面から具体的な整備を継続すること。あわせて、京都府警と連携を図り「ゾーン20・30」の実現に向けた取り組みを行うこと。
143. 「歩いて楽しいまち」実現のため、歩行者の安全の観点から車道における自転車レーンの整備を促進すること。あわせて、自転車レーンの整備にあたっては、違法駐車対策を講ずること。
144. 放置自転車対策については、地域と一体となった利用マナー・ルールの啓発や放置自転車の撤去を強化するとともに、自転車等駐車場の整備や都市型レンタサイクルの導入をはじめとする自転車利用環境の整備など、「自転車総合計画」を着実に推進すること。
145. 50cc以上のオートバイの駐車場の整備について市民、事業者、警察など関係機関などと連携を図ること。特に既存の公共駐車場の自動車から自動二輪車への転用を図り、観光都市として駐車場整備に取り組むこと。

146. 今後、増大するインフラの維持管理について、市民要望を的確に反映できるよう土木事務所ごとの HP の開設や市民共汗型の「土木事務所サポーター制度（仮称）」の創設を検討すること。
147. 私道整備助成制度については、受付期間が 5 月から 8 月までと期間限定であり、多くの市民要望に応えるため、基準の緩和など制度の弾力的運用を推進すること。
148. ヒートアイランド対策として、引き続き、①屋上・壁面緑化事業の充実、②道路舗装における遮熱排水性・透水性舗装の推進を進めること。また、石畳風保水性舗装については、施工箇所の検証などを行い推進すること。
149. 新たな「緑の基本計画」に基づき、進められている都市公園の整備については用地の確保や緑地の保全に努め、市民 1 人当たりの公園緑地面積及び緑被率の一層の向上を図るとともに緑視率の向上に努めること。

消 防 局

重点項目

150. 全学区に設置された 200 を超える自主防災組織については、消防活動総合センターを有効に活用して頂くための広報の充実を図り、地域の実情に応じた地震や水災に対し、実効性ある防災訓練を行うこと。また、現在、防災行動マニュアルのひな型について検証中であるが、災害時のタイムラインや、要配慮者の視点を取り入れたより実践的な内容とし、今後、全市展開を図っていくこと。
151. 地域の安心・安全の担い手である消防団は、極めて重要な存在であり、消防団の活動力を一層向上させるため、消防団施設の耐震化をはじめ、より実態に合った消防団員の処遇改善に取り組むこと。

重点項目

152. 消防団員の確保にあたっては「消防団 100 人委員会 U-35」で出された意見の具体化に取り組む、「消防団充実強化実行チーム」を積極的にサポートし、若者や女性の入団促進に取り組むこと。
153. 近年熱中症による犠牲者が増加している。高齢者や障がいのある方へのきめ細やかな共助体制を確立し、熱中症に対する広報啓発や搬送体制を充実すること。
154. 自動体外式除細動器（AED）の有効性を多くの市民に理解していただくよう説明会の開催や取扱い方法などを含めた普通救命講習を着実に推進するとともに、普及に伴うメンテナンスについても啓発、啓蒙を実施すること。
155. 高度な応急処置を行うことができる救急救命士の養成や救命士の処置範囲の拡大（気管挿管・薬剤投与）に伴う講習の実施など、一層の救急体制の充実を図ること。また救急医学学会などへも積極的に参加し技術の向上を図ること。
156. 住宅用火災警報器の設置義務化に伴い運用状況について把握し、未設置世帯への指導や維持、管理の指導に努めること。特に要配慮者世帯については、緊急通報システムへ連動する住宅用火災警報器の設置や京都市 web 1 1 9 への登録などをはじめ、保健福祉局と連携を図り、きめ細かな対応に努めること。

157. 水災害など、近年の災害状況や、地域特性を踏まえた消防車両や装備の充実に努めること。また消防ヘリや機動力に優れた消防バイクと連携訓練を行い、市民や観光客の安心安全につなげること。
158. 市民防災センターにおいて豪雨や都市型水害などの疑似体験を通じて、特に近年多発する水災害への啓発を含めた防災に関する知識や技術を身につけていただき、市民の防災意識や行動力の向上を図ること。

重点項目

159. 年々救急搬送が増加の一途をたどっている。救急搬送依頼については適正な利用がなされるよう、市民に対し、救急医療の現状についての情報提供を行うなど、啓発に取り組むこと。

重点項目

160. 今年度新たに導入された「京都市既存不適格宿泊施設の防火安全対策事業補助金」について、引き続き、防火改修に必要な予算を措置し、修学旅行生を宿泊させる施設の安心安全の確保に努めること。

交 通 局

161. 経営健全化計画推進のための「京都市交通局 市バス・地下鉄中期経営方針」の最終年度として、地下鉄1日5万人増客目標の達成に向け、更なる推進を図ること。

重点項目

162. 平成28年度からの次期「京都市交通局 市バス・地下鉄中期経営方針」については、今までの取組みを精査検証した上で、より実効ある計画となるよう策定すること。
163. 地下鉄駅周辺での増客に寄与する開発並びにイベント等の駅別戦略の更なる推進を図ること。
164. 地下鉄設備の更新経費の節減については、安全運行の維持に最大限配慮しつつ、防災・減災の視点も加味しながら計画的かつ効率的に取り組むこと。
165. 公営交通事業の安全運行対策を一層推進するため、ドライブレコーダーの活用をはじめ市バス運転手への安全研修の充実や、「運輸安全マネジメント」の取組等を強化すること。管理受委託先の安全管理体制については、毎月開催される「全市バス安全運行推進会議」を軸に、「市バス事故ゼロ」に向けて京都市が責任をもって指導監督すること。
166. 情報媒体やコンテンツ産業等との連携も図るなど新たな広告媒体の開発を検討し、地下鉄及びバス事業における広告収入増対策を強化すること。また、広告付きバス停留所の設置については、今後も積極的に進めること。
167. バス待ち環境の改善のため、狹隘歩道等のため規定ベンチが設置できない箇所などの市内周辺部地域の課題解決を図り、ベンチ座面幅の狭いタイプの椅子を工夫するなど、積極的に取り組むこと。

重点項目

168. 市バスへのICカード化の導入に伴い、定期割引、乗り継ぎ割引等のICカード化促進策を検討するとともに、早期の1円単位運賃化に向け、関西内の交通事業者との協議連携を図ること。
169. 駅ナカビジネス年間10億円の収入の達成に向け、残りの「Kotochika(コトチカ)北大路」、「Kotochika(コトチカ)京都」(南)の店舗拡充を進めること。

重点項目

170. 烏丸線における可動式転落防止柵の設置については、「烏丸御池駅」の試行実施を検証し、「四条駅」「京都駅」の早期供用に向けて取り組むこと。

重点項目

171. 「仕事と子育て両立支援プラン」の計画的事業推進とともに、交通局における女性の活躍の場の提供と、女性の幹部登用を積極的に図ること。

重点項目

172. 平成 26 年度からスタートした「全国一お客様サービス実践プロジェクトチーム」等も活かしながら、京都市が全庁的に進める観光政策と連動し、特に 2020 年東京オリンピック関連事業を見据え、交通事業における「おもてなし戦略（仮称）」を検討すること。

上下水道局

重点項目

173. 市民のいのちを守り、市民生活の安心・安全を守るために安定して上下水道事業を運営していくことは、京都市の重要な責務である。そのために、「京の水ビジョン」の後期 5 カ年の実施計画である「中期経営プラン（2013－2017）」を着実に実行していくこと。計画に基づく事業の推進にあたっては、毎年度実績と計画の対比を行う際には市民の声を結果にフィードバックしながら進めると同時に市民への説明責任を果たすこと。

重点項目

174. 今後の耐用年数経過管の更新は上下水道事業の大きな課題である。全体の事業規模と財源を明確にして計画的に進めること。また、更新事業の全体像を市民に説明し市民理解を得るよう努めること。財源の確保にあたっては、市民が負担する水道料金のみではなく国への要望活動をはじめ積極的に行動すること。あわせて局内の経費節減に従来以上に取り組み、市民への負担を極力軽減するよう努めること。

重点項目

175. 鉛製給水管の早期解消については、厳しい財政状況の中ではあるが、利用者の安心・安全確保のため、計画期間短縮も含めて実行にあたること。更に新たな化学物質等に対する安全対策も含め高度浄水処理に取り組むこと。
176. 大規模な商業施設等において「膜ろ過システム」を利用した地下水利用専用水道の設置が増加している。それらは大口径の給水装置が接続されバックアップ用に使用されているので、市内の地下水利用専用水道の実態把握に努めるとともに、他都市の事例を参考にしながら、今後の適正な料金負担のあり方を検討すること。
177. 上下水道施設の改築更新にあたっては、引き続き「アセットマネジメント手法」等を用いながら、経費を平準化し効率的に事業を推進すること。
178. 本市下水道事業の高度処理施設整備を推進し、高度処理人口普及率の着実な向上を図ること。河川の水質や水辺環境の保全のため、雨天時に合流式下水道管から流出する下水の水質向上を図る貯留管の整備や雨水吐口の改善を確実に進めること。
179. 京（みやこ）の水道管お掃除プロジェクトは、現場作業の中で、ベテラン職員から若手職員に技術の継承が確実に図られるよう取り組むこと。

180. 地域水道事業及び京北地域水道事業の水道事業への事業統合、及び特定環境保全公共下水道事業の公共下水道事業への経営統合については、着実に平成 28 年度までに完了させ、京都市域全体における安心・安全な上下水道サービスの提供に努めること。
181. 節電対策、猛暑対策として有効である水道ミストのモデル設置事業を検証し、家庭や民間事業所、保育・教育施設、観光地等におけるミストの設置普及を推進していくこと。
182. 上下水道施設を有効に活用し下水熱利用やガス供給などのエネルギー・環境事業を積極的に進めること。
183. 「京の水ビジョン」推進にあたっては「中期経営プラン」の部門別計画である「高度情報化推進計画」及び「仕事と子育て両立支援プラン」についても計画の進捗を確実に図ること。
184. 「災害時飲料水確保」にあたり、5 年間保存できる「疏水物語」を家庭・事業所で活用していけるよう区役所とも連携を強化し普及啓発を図ること。
185. 雨水幹線の整備をはじめとした浸水対策を今後も計画的に進めること。また、総合的な雨水流出抑制の観点から、「雨水浸透ます設置助成金制度」の利用拡大に向けた P R に努めるとともに、助成制度の拡充を検討すること。

教育委員会

186. 東日本大震災を踏まえ、教育現場において「防災教育スタンダード」や国の委託を受けた「実践的防災教育総合支援事業」などを積極的に活用し、実効性ある防災教育を更に推進すること。
187. 学校体育館のつり天井等脱落防止対策を早期に完了し、環境に配慮した学校施設の長寿命化事業および学校体育館防災機能強化等リニューアル事業を着実に進めること。
188. 危険ドラッグなど多様化する薬物の蔓延から子どもたちを守るため、保護者・地域・関係機関をはじめ京都府警と連携し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育の徹底、指導の充実を一層図ること。
189. 「学校運営協議会」の全校設置を早期に進めるとともに、小中連携を進める中で、児童・生徒のための学校運営協議会としての充実更に努めること。また外部評価を含む学校評価制度を活用し、開かれた学校づくり・地域ぐるみの教育の一層の充実を図ること。
190. 教職員の資質と指導力の向上については、管理職が教職員との面談等を通じて、きめ細かな指導・助言を徹底するとともに、「総合教材ポータルサイト」などのツールを最大限に活用し、研修体制の充実を図ること。
191. 教職員が子どもたちと十分に向き合う時間を確保するために、事務負担軽減の支援策を講じること。

重点項目

192. 学校と教育委員会が一体となり、コンプライアンスの浸透と推進を図ると共に、推進状況を定期的に検証し、取組について不断に見直し強化を図り、教職員の不祥事を根絶すること。
193. 放課後まなび教室の取組の成果と課題を検証し、自学自習支援から確かな学力を身に付けていくための学習確認プログラムの導入や小・中学校における土曜学習の更なる充実を努めること。
194. 「外部コーチ派遣事業」の更なる充実を図るとともに、国の部活動指導業務にかかる手当の拡充の動向も踏まえ、部活動を積極的に支援すること。

195. 小中一貫教育推進事業については、管理職および教員の小中間の移動も含め、課題や目標を共有し、連携強化をさらに図ることにより、義務教育9年間の学びと育ちを充実させること。また子どもの立場に立って、保幼小連携を推進すること。
196. 発達障害をはじめ障がいのある児童・生徒への学習支援及び生活介助等を行う「総合育成支援員」をさらに拡充するとともに、教員との連携を図り、より一層きめ細かな教育を引続き推進すること。
197. 総合支援学校高等部の就労支援については、個人のニーズに応じた進路開拓や就職後の支援に取り組むこと。
198. 子どもが読書に親しむ環境づくりについては、平成26年度以降5年間の方針を策定する「第3次京都市子ども読書活動推進計画」を中心として、更なる読書活動の推進、環境整備の充実に努めること。
199. 児童・生徒が学校教育の中において、職業体験やボランティア体験などを通し、人のつながりや絆を大切にす人生観や社会性を育むことのできる教育を推進すること。また、法教育や金融教育など実社会で必要となる知識の習得に努めること。

重点項目

200. スマートフォンの急激な普及から、Facebook、Twitter、LINEなどSNSによる、児童生徒の悲惨な事件を防止するため、市民と行政が対となった情報モラルリテラシーの確立を目指す取り組みを一層推進すること。
201. 通学路の安全確保に向けた取り組みについては、引き続き、見守り活動や交通安全指導の充実、必要に応じての通学路の変更など地域の意見を十分に踏まえて取り組むこと。

重点項目

202. いじめ根絶に向けた取り組みについては、「京都市いじめの防止等に関する条例」のもと、「いじめの防止等取組指針」の策定と学校、教育機関、児童相談所、法務局、警察その他関係機関で構成する「いじめ問題対策連絡協議会」を設置すること。
203. スクールカウンセラーの拡充やスクールソーシャルワーカーの配置を積極的に行うとともに、クラスマネジメントシートの活用により実態把握に努め、暴力行為の発生防止や生命の尊厳を学ぶ「いのちの教育」のモデル実施などにも取り組みを進めること。

204. 「がん対策推進基本計画」等、国の動向を踏まえ、がんに関する正しい理解を深め、将来的ながん検診につながる健康教育を進めること。あわせて、京都府の「がん教育推進プロジェクト」を活用し、各学校へのがん教育出前講座を積極的に行うこと。
205. 工業高校改革にあたっては、平成 28 年の新工業高校開設に向け、生徒や教職員、地元地域などの意見を十分に尊重しソフト面、体制等議論を深め、市民への周知に努めること。
206. 小学校の英語教育については、ALT（外国人指導者）の人材確保をはじめ、児童が英語教育になじめる環境整備に努めること。

重点項目

207. 学校給食において和食を積極的に取入れ、地産地消、京の伝統文化の実践的学びの機会とすること。
208. 学校統合については良質な教育環境の確保と地域の活性化に資するよう、説明責任を果たし地元理解のもと、丁寧かつ着実に進めること。

重点項目

209. 経済的理由などで教育を受ける機会が損なわれることの無いよう、すべての子どもに教育の機会を確保するための学習支援体制を充実させること。

公明党京都市会議員団

青	野	仁	志	(中京区)	
井	上	教	子	(下京区)	
国	本	友	利	(左京区)	
久	保	勝	信	(山科区)	
曾	我		修	(伏見区)	
大	道	義	知	(南区)	
谷	口	弘	昌	(伏見区)	
津	田	早	苗	(伏見区)	
ひ	お	き	文	章	(北区)
平	山	よ	しか	ず	(西京区)
湯	浅	光	彦		(右京区)
吉	田	孝	雄		(上京区)

公明党京都市会議員団

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075(222)3732 / FAX 075(212)3608

ホームページ <http://www.kid97.co.jp/komeishikai/>

Eメール komei@lime.ocn.ne.jp

